

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

企業 M&A 法改正要点まとめ

2013 年 11 月、行政院にて企業 M&A 法の改正草案が通過され、企業買収の形態及び対価の柔軟化に関する規定が新たに追加された。株主、従業員及び債権者への保障を向上させるため、改正草案は元来法令の内、31 ヶ条の内容修正を行い、詳細内容は次の通り。

一、買収手続きの簡易化、柔軟化及び効率の向上

改正要点	説明	変動法条
買収手続きの簡易化を追加	<p>買収手続きが簡易化できるよう株主総会決議なしで、五項目を増定、買収コストの軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 兄弟会社間の買収簡易化： 親会社がそれぞれ百分の九十以上の発行済表決権付き株式を所持する子会社間の合併。 非対等の株式転換： 株式転換を行うとき、株式を引受ける存続会社が支払対価として発行した新株の総数がかかる会社の発行済株式の百分の二十を超えず、且つ支払った現金又はその他財産の価値総額はかかる会社の正味価値の百分の二を超えていない場合。 親子会社間の簡易株式転換： 親会社が百分の九十以上の発行済表決権付き株式を所持する子会社と株式転換を行う場合。 非対等の分割： (1) 営業分割を行うとき、分割対象会社が譲渡した営業価値はかかる分割対象会社の正味価値の百分の二を超えず、且つすべての対価がかかる分割対象会社により取得される場合。 	<p>第 19 条 第 29 条 第 30 条 第 36 条 第 37 条</p>

本 Newsletter は、2013 年 11 月行政院において、通過された「企業併購法改正草案」に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>(2) 営業分割を行うとき、営業を引受ける既存会社により発行された新株総数が、かかる会社の発行済議決権付き株式の百分の二十を超えず、且つ分割対象会社へ支払った現金又はその他財産の価値総額はかかる営業引受ける会社の正味価値の百分の二を超えていない場合。</p> <p>5. 親子会社間の簡易分割： 親会社が子会社の百分の九十以上の発行済表決権付き株式を所持し、子会社を分割会社とし、親会社が営業を引受ける既存会社とするほか、子会社によりすべての対価を取得する場合。</p>	
買収対価の多元化	会社が株式転換及び分割を行うときに対する対価の支払方法の多元化として、合併又は買収が株式、現金又はその他財産(例：知的財産)で支払得るものを参照し、対価を新株発行のみに限ることがなく、買収手段の多元化を図る	第4条
合併又は買収手続の簡易化、合併又は買収手続柔軟性の向上	<p>1. 株主への合併又は買収通知書類送達手続に関する規定の簡易化 今回の法律化改正にて合併契約、転換契約又は分割計画における必要事項、特別委員会又は審査・会計委員会の審査結果及び独立専門家による意見等を記載した合併又は合併通知書類を、証券主管機関指定のウェブサイトで公告するほか、会社及び株主総会会場に備置して株主の閲覧に提供することによって、株主に通知を行ったものと見做し、合併又は買収効率の向上及び合併コストの軽減を図る。</p> <p>2. 元株主及び従業員の株引受権及び一定比率の公開発行の割当という制限を廃止する。 会社が合併のために新株を発行し、又は親会</p>	<p>第7条 第8条 第27条 第28条 第29条 第30条 第35条</p>

本 Newsletter は、2013 年 11 月行政院において、通過された「企業併購法改正草案」に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>社は子会社がその他会社と合併するため新株を発行するとき、新株引受権及び一定比率の公開発行の割当制限を廃止するよう規定し、買収の障害を軽減するものとする。</p> <p>3. 合併又は買収対象会社の筆頭株主は利益回避する必要なく、議決権を行使することができる。</p> <p>合併又は買収の目的は組織再編の促進であり、且つ、合併会社又は買収会社は被合併会社又は被買収会社の一定数量の株式及び取締役の席数を取得することにより、合併又は買収案の進行の主導権を握ることは実務上において一般的手段であるため、かかる議決権の制限は合併又は買収目的の達成を妨害することとなる。今回の法律改正は、会社が買収又は分割を行うとき、合併に参加したその他会社の株式を所持、若しくは該会社又はそれが指定した代表者が合併に参加したその他会社の代表取締役である場合、合併に参加したその他会社が合併事項について決議する際、議決権を行使することができることを規定し、合併又は買収案件の進行の便利を図る。</p>	
--	---	--

二、株主、従業員及び債権者への保障充実

改正要点	説明	変動法条
合併又は買収によって上場（店頭）中止するとき、株主総会が合併について議決	上場（店頭）会社が合併又は買収についての議決により上場（店頭）の中止を決定した場合、株主にとって重大な影響を与えるため、今回の法律改正は上場（店頭）会社が合併、買収、分割等の原因によって上場（店頭）を中止する場合、上場（店頭）会社が議決する場合の制限を、	第 18 条 第 27 条 第 28 条 第 29 条 第 35 条

本 Newsletter は、2013 年 11 月行政院において、通過された「企業併購法改正草案」に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>する際の制限を強化</p>	<p>証券取引市場に規定された上場（店頭）中止の議決と同様に調整し、発行済株式の三分の二以上の株主の同意を得て、上場（店頭）中止できるものとする。</p>	
<p>取締役が利害関係者であるときの説明義務</p>	<p>会社が合併又は買収を行うとき、取締役はかかる合併又は買収取引について利害関係がある場合、会社の合併又は買収手続の透明化及び株主権益の保障を強化するため、該取締役は取締役会及び株主総会に利害関係の重要内容の他に、合併又は買収議決への賛成又は反対理由を株主及びその他利害関係者に告知することを規定する。</p>	<p>第 5 條</p>
<p>特別委員会の設置</p>	<p>今回の法律改正は、公開会社は特別委員会を設置することを規定した。特別委員会は合併又は買収取引の公正性、合理性について審議するべきほか、独立の専門家を委任して合併又は買収対価の合理性について意見を提供する。特別委員会は、株主が合併決議を行うときに十分の情報を取得するために、前述の審査結果を取締役会及び株主総会に提出しなければならない。但し、会社はすでに審査委員会を設置している場合、証券取引法において審査委員会は特別委員会の役割を有するため、審査委員会により合併又は買収取引について審査を行うことができる。</p>	<p>第 6 條</p>
<p>株主の情報取得権</p>	<p>株主が十分な情報を得て、株主利益に符合する決定を判断できるようにするため、今回の法律改正にて取締役会が行った合併又は買収議決の内容、合併契約、転換契約、分割計画、特別委員会審査結果及び独立専門家の意見等の資料を株主総会召集通知に添付して株主に送達するか、若しくは簡易合併又は買収の取締役会議決を作成した後株主に送達しなければならないと</p>	<p>第 7 條 第 19 條 第 22 條 第 30 條 第 31 條 第 37 條 第 38 條</p>

本 Newsletter は、2013 年 11 月行政院において、通過された「企業併購法改正草案」に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	の規定を追加した。	
株式買収請求権に関する規定の修正	今回の法律改正は、株式の買収価格について協議を達成できない場合、会社はその認定の公正価格を協議未達成の株主に交付するものとする。支払わなかった場合、会社は株主が提出した価格に同意したと看做す。また、会社と株主は株主総会議決日の 60 日以内を買収価格について協議を達成できない場合、会社は前述期間が経過して 30 日以内に、協議未達成の株主全員を他方当事者として、裁判所に価格裁定の申請を行うほか、会社により申請手続の費用を負担するものとする。これによって株主が株式買収権を行使する便利性を増やし、株主権益を保護するための株式買収請求権の立法目的が実現されることを図る。	第 12 条
労働者退職準備金	労働者退職金条例の規定に合わせるため、会社が企業 M&A 法に基づき財産を買収又は分割する場合、仮に譲渡会社又は分割会社に所属し、労働基準法退職金制度に適用する労働者はすべて引受会社に移転されたとき、かかる労働者の退職金権益を保障するため、該労働者退職準備金口座の残金は振込中止の金額に達する必要がなく、またその全額を引受会社の労働者退職準備金口座に移転することを規定した。	第 15 条
従業員が留任を同意後、反故するときに関する規定	今回の法律改正において、会社合併後の消滅会社の従業員は、留任を同意した後、私的の原因で反故した場合、直ちにかかる従業員の退職金請求権を剥奪する規定を削除する。但し、この場合において、労働者権益の保障を図るために、雇用者は尚も法律に基づき退職金又は解雇手当を支払うものとする。	第 16 条 第 17 条
債権者への保護の強化	今回の法律改正前の企業 M&A 法において、会社が合併又は分割するとき、債権者は情報取得	第 27 条

本 Newsletter は、2013 年 11 月行政院において、通過された「企業併購法改正草案」に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>権及び異議権を有することを規定している。但し、会社を買収を行う場合についての関係規定がないため、債権者に対する保護は明らかに不足である。従って、今回の法律改正は、会社を買収を行うとき、債権者に対する保護は合併及び分割に関する規定を参照することを規定した。</p>	
--	--	--

三、修正租税措施規定

修正要点	修正内容	變動条號
<p>今回の企業 M&A 法及び所得税法の改正に合せ、合併に関する租税措置の調整</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社分割は議決権付き株式を支払対価とするとき、取得した議決権付き株式が取引対価の百分六十五以上に達した場合、印紙税、契約税、証券取引税等の租税を免除するよう規定した。 2. 所得税第 39 条の改正に合わせて、合併前に控除が行われていない欠損を存続会社又は新設会社により引受ける場合、欠損を所得税から控除する計算年限を 5 年から 10 年に引き上げるよう規定する。 3. 会社が分割を行うとき、会社が取得した議決権付き株式が取引対価の百分八十以上に達した場合、営利事業所得税の課徴を免除する。 	<p>第 39 条 第 43 条 第 44 条</p>

本 Newsletter は、2013 年 11 月行政院において、通過された「企業併購法改正草案」に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。